

金融庁 監督局 保険課 御中



2007年5月11日

全国生命保険労働組合連合会
中央執行委員長 又曾 芳仁



「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「少額短期保険業者向けの監督指針」の一部改正（案）に関する意見

平素より格別のご高承を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「少額短期保険業者向けの監督指針」の一部改正（案）（以下、「監督指針」（案））が公表され、比較情報を提供する際に留意すべき事項等が示されておりますが、募集ルールを明瞭化することにより、真に公正・公平な視点にたった情報提供が行なわれる限りにおいては、お客様がご自身にとってより相応しい保険商品を選択・加入いただくことに資する観点から、お客様ならびに生命保険募集人にとって、望ましいものと考えています。

一方、軽々に比較情報の提供がなされ、公正性・公平性を欠いた比較広告等が氾濫することになれば、お客様の誤解に基づく商品選択に繋がりがねないことを危惧するとともに、販売現場における過度な競争が誘引され、不適切な説明が横行する等、結果として、募集秩序の混乱を招く事態も大いに懸念しております。

こうした認識の下、生命保険販売に携わる者の立場から、下記の2点について確認させていただきます。

記

○ 「比較情報」をお客様に提供するにあたって、不公正な説明や公平性を欠いた比較等がなされた際には、お客様が正しく「比較情報」を理解できず、誤解に基づいて生命保険を検討・加入してしまうといった事態が生じることを危惧している。

については、「監督指針」（案）に定める「あたかも全体が優良であるかのように表示することのないよう、長所を示す際にそれと不離一体の関係にあるものを併せて示すこと」の重要性が一層高まっているものと考えているが、かかる認識で間違いはないか、貴局の見解を確認したい。

○ これまで、生命保険募集時の説明責任を果たす観点から、「契約概要」「注意喚起情報」「意向確認書面」等が順次導入されているが、その背景には、「消費者保護」をより重視した生命保険募集のあり方が求められているものと認識している。

今回の「監督指針」(案)においては、一部比較を行なう際、「契約概要」を速やかに提供できる体制整備等を行なう必要性が示されているものの、必ずしもその交付・説明は義務づけられていない。この点、貴局として、こうした比較情報に基づき、お客様が複数の商品から購入希望商品を絞り込む段階においては、これまで以上に主体的な判断をお客様に求めるという考え方に立っているものと理解するが、かかる認識で間違いな
いか、貴局の見解を確認したい。

以上